



鳥取県公報

平成15年11月21日(金)
号外第151の2号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(89)(出納課).....	1
-----	---	---

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、管財課が保管する自動車(軽自動車を除く。)を運転して出張する管財課に所属する運転士に支給する旅費の支払に関する事務を加えることとした。
(第2条関係)
- 施行期日等
 - この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第89号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管財課が保管する自動車(軽自動車を除く。)の購入費、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する管財課に所属する運転士に支給する旅費の支払に関する事務</p> <p>(3)~(8) 略</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管財課が保管する自動車(軽自動車を除く。)の購入費、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料の支払に関する事務</p> <p>(3)~(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する出張に係る旅費の支払に関する事務について適用し、施行日前に出発した出張に係る旅費の支払に関する事務については、なお従前の例による。